



29 文科高第 788 号

中央教育審議会

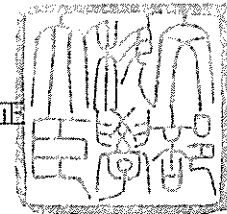
次の事項について、理由を添えて諮問します。

大学設置基準等の改正について

平成 29 年 12 月 15 日

文部科学大臣

林 芳 正



(理 由)

社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い専門職業人養成のための新たな高等教育機関の制度化については、平成 28 年 5 月 30 日の中央教育審議会答申を受け、「学校教育法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 41 号）」による専門職大学等の制度化が図られているが（平成 31 年 4 月 1 日施行）、さらに、同答申を踏まえ、専門職大学等の趣旨を既存の大学等の中にも活かし、既存の大学等の一部の組織において実践的かつ創造的な専門職業人養成の取組を推進するよう、大学等における専門職学科の制度を創設する必要がある。

併せて、短期大学については、地域における高等教育機会の確保等の観点から、小規模の学科を想定した基準の追加等、所要の制度整備が求められている。

このため、別紙のとおり、大学設置基準、短期大学設置基準、高等専門学校設置基準及び学位の種類及び分野の変更等に関する基準の改正を行う必要があるため、学校教育法第 94 条及び第 104 条第 5 号の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

大学設置基準改正要綱

第一 専門職学科とする学科等

- 一 大学の学部の学科(医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程に係る学科を除く。)のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させるものは、専門職学科とすること。
- 二 専門職学科のみで組織する学部は、専門職学部とすること。

第二 専門職学科に係る設置基準の特例

一 教育課程等

1 専門職学科に係る教育課程の編成方針

- (1) 専門職学科の教育課程の編成に当たっては、大学設置基準第19条に定めるところによるほか、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を展開させるとともに、職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならないこととすること。
- (2) 専門職学科を設ける大学は、その専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。
- (3) (2)による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

2 教育課程連携協議会

- (1) 専門職学科を設ける大学は、産業界及び地域社会との連携により、専門職学科の教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。
- (2) 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成することとすること。
 - ① 学長又は専門職学科を設ける学部の長(以下「学長等」という。)が指名する教員その他の職員
 - ② 当該専門職学科の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの
 - ③ 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
 - ④ 臨地実務実習その他の授業科目の開発又は授業の実施において当該専門職学科を設ける大学と協力する事業者
 - ⑤ 当該専門職学科を設ける大学の教員その他の職員以外の者であって学長等が必要と認めるもの
- (3) 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べるものとする。
 - ① 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開発その他の専門職学科の教育課程の編成に関する基本的な事項
 - ② 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の専門職学科の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

3 専門職学科の授業科目

専門職学科を設ける大学は、次の①～④に掲げる授業科目を開設するものとする。

- ① 一般・基礎科目(幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うための授業科目並びに生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。)
- ② 職業専門科目(専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。)
- ③ 展開科目(専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であつて、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。)
- ④ 総合科目(修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目をいう。)

4 専門職学科に係る卒業の要件

専門職学科に係る卒業の要件は、大学設置基準第32条第1項及び第5項に定めるところによるほか、次の①～③のいずれにも該当することとする。

- ① 大学設置基準第32条第1項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位以上の単位に、一般・基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ20単位以上、職業専門科目に係る60単位以上並びに総合科目に係る4単位以上が含まれること。
- ② 実験、実習又は実技による授業科目(やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができる場合とは、演習、実験、実習又は実技による授業科目)に係る40単位以上を修得すること。
- ③ ②の授業科目に係る単位に臨地実務実習(企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であつて、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。)に係る20単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができる場合とは、5単位を超えない範囲で、連携実務演習等(企業その他の事業者と連携して開設する演習、実験、実習又は実技による授業科目のうち、当該事業者の実務に係る課題に取り組むもの(臨地実務実習を除く。)であつて、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。)をもってこれに代えることができること。

5 入学前の実務経験を通じて修得した実践的な能力についての単位認定

専門職学科を設ける大学は、学生が当該大学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力(当該大学において修得させることとしているものに限る。)を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該実践的な能力の修得を、当該専門職学科における授業科目の履修とみなし、30単位を超えない範囲で大学の定めるところにより、単位を与えることができることとする。

二 教 員

1 専任教員数 <表①[後掲]参照>

大学設置基準別表第一による学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数に関し、専門職学科については、より小規模の学科を想定した基準を追加すること。

2 実務の経験等を有する専任教員

- (1) 専門職学科に係る必要専任教員数のうち、大学設置基準別表第一による学部の種類

及び規模に応じ定める専任教員数のおおむね4割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者(以下「実務の経験等を有する専任教員」という。)とすること。

(2) 専門職学科に係る実務の経験等を有する専任教員のうち、(1)のおおむね4割の専任教員の数に2分の1を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)以上は、次の①～③のいずれかに該当する者とすること。

① 大学又は専門職大学において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴のある者

② 博士の学位、修士の学位又は修士(専門職)、法務博士(専門職)若しくは教職修士(専門職)の学位を有する者

③ 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者

(3) (1)のおおむね4割の専任教員の数に2分の1を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)の範囲内については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う者で足りるものとすること。

三 学 生

1 専門職学科に係る入学者選抜

専門職学科を設ける大学は、専門職学科に係る入学者の選抜に当たっては、大学設置基準第2条の2に定めるところによるほか、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとすること。

2 専門職学科に係る授業を行う学生数

専門職学科を設ける大学が当該専門職学科の一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、大学設置基準第24条の規定にかかわらず、40人以下とすること。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでないこと。

四 施設設備等

1 専門職学部に係る校舎面積 《表②[後掲]参照》

(1) 専門職学部については、大学設置基準別表第三による基準校舎面積及び加算校舎面積に関し、より小規模の学部を想定した基準を追加すること。

(2) 専門職学部に係る校舎面積については、一の4の③の卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実験・実習室その他の実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合その他の相当の事由があると認められる場合には、教育研究に支障がない限度において、必要校舎面積を減ずることができるとすること。

2 実務実習に必要な施設

専門職学科を設ける大学は、実験・実習室及び附属施設のほか、当該専門職学科に係る臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとすること。

第三 専門職大学の制度化に伴う規定の整備

一 大学の助手となることのできる者の資格として、学士(専門職)の学位を有する者を、追加すること。

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 施行期日

この改正は、平成31年4月1日から施行すること。

学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数のうち、専門職学科に係るもの

学部の種類	一学科で組織する場合の専任教員数				二以上の学科(専門職学科以外の学科を含む。)で組織する場合の一学科の収容定員並びに専任教員数			
	収容定員	専任教員数	収容定員	専任教員数	収容定員	専任教員数	収容定員	専任教員数
文学関係	160-319	8	320-600	10	100-199	5	200-400	6
教育学・保育学関係	160-319	8	320-600	10	100-199	5	200-400	6
法学関係	200-399	12	400-800	14	200-399	8	400-600	10
経済学関係	200-399	12	400-800	14	200-399	8	400-600	10
社会学・社会福祉学関係	200-399	12	400-800	14	200-399	8	400-600	10
理学関係	100-199	12	200-400	14	80-159	7	160-320	8
工学関係	100-199	12	200-400	14	80-159	7	160-320	8
農学関係	100-199	12	200-400	14	80-159	7	160-320	8
薬学関係	100-199	12	200-400	14	80-159	7	160-240	8
家政関係	100-199	8	200-400	10	80-159	5	160-240	6
美術関係	100-199	8	200-400	10	80-159	5	160-240	6
音楽関係	100-199	8	200-400	10	80-159	5	160-240	6
体育関係	100-199	10	200-400	12	80-159	7	160-320	8
保健衛生学関係(看護学関係)	100-199	10	200-400	12	-	-	-	-
保健衛生学関係(看護学関係を除く。)	100-199	12	200-400	14	80-159	7	160-320	8

備考

- ① 収容定員がこの表に定める数に満たない場合の専任教員数は、その2割の範囲内において兼任の教員に代えることができること。
- ② 収容定員がこの表の定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて400人につき教員3人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。
- ③ この表に定める教員数のおおむね4割以上は実務の経験等を有する専任教員とすること。
- ④ 二以上の学科で組織する学部における教員数は、同一分野に属する二以上の学科ごとにそれぞれこの表又は専門職学科以外の学科に係る専任教員数の表から算出される教員数の合計数とすること。ただし、同一分野に属する学科が他にない場合には、当該学科については、この表の中欄から算出される教員数とすること。
- ⑤ その他、現行大学設置基準別表第一イの表備考第1号から第3号まで、第5号から第7号まで及び第11号に定めるところによること。

専門職学部に係る基準校舎面積

学部の種類	100人までの場合の面積(m ²)	200人までの場合の面積(m ²)	400人までの場合の面積(m ²)	800人までの場合の面積(m ²)	801人以上の場合の面積(m ²)
文学関係	2314	(収容定員－100)×330÷100+2314	(収容定員－200)×661÷200+2644	(収容定員－400)×1653÷400+3305	(収容定員－800)×1322÷400+4958
教育学・保育学関係	同上	同上	同上	同上	同上
法学関係	同上	同上	同上	同上	同上
経済学関係	同上	同上	同上	同上	同上
社会学・社会福祉学関係	同上	同上	同上	同上	同上
理学関係	4049	(収容定員－100)×579÷100+4049	(収容定員－200)×1157÷200+4628	(収容定員－400)×3140÷400+5785	(収容定員－800)×3140÷400+8925
工学関係	4628	(収容定員－100)×661÷100+4628	(収容定員－200)×1322÷200+5289	(収容定員－400)×4628÷400+6611	(収容定員－800)×4628÷400+11239
農学関係	4396	(収容定員－100)×628÷100+4396	(収容定員－200)×1256÷200+5024	(収容定員－400)×4629÷400+6280	(収容定員－800)×4629÷400+10909
薬学関係	4049	(収容定員－100)×579÷100+4049	(収容定員－200)×1157÷200+4628	(収容定員－400)×1983÷400+5785	(収容定員－800)×1983÷400+7768
家政関係	3470	(収容定員－100)×496÷100+3470	(収容定員－200)×992÷200+3966	(収容定員－400)×1984÷400+4958	(収容定員－800)×1984÷400+6942
美術関係	3355	(収容定員－100)×479÷100+3355	(収容定員－200)×959÷200+3834	(収容定員－400)×3140÷400+4793	(収容定員－800)×3140÷400+7933
音楽関係	3009	(収容定員－100)×429÷100+3009	(収容定員－200)×859÷200+3438	(収容定員－400)×2975÷400+4297	(収容定員－800)×2975÷400+7272
体育関係	3009	(収容定員－100)×429÷100+3009	(収容定員－200)×859÷200+3438	(収容定員－400)×1983÷400+4297	(収容定員－800)×1983÷400+6280
保健衛生学関係(看護学関係)	3470	(収容定員－100)×496÷100+3470	(収容定員－200)×992÷200+3966	(収容定員－400)×1984÷400+4958	(収容定員－800)×1984÷400+6942
保健衛生学関係(看護学関係を除く。)	4049	(収容定員－100)×579÷100+4049	(収容定員－200)×1157÷200+4628	(収容定員－400)×3140÷400+5785	(収容定員－800)×3140÷400+8925

備考

- ① この表に掲げる面積には、大学設置基準第36条第5項の施設及び第39条の附属施設に必要な施設の面積は含まないこと。
- ② 一の4の③の卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実験・実習室その他の実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合その他の相当の事由があると認められる場合には、教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積を減ずることができること。
- ③ その他、現行大学設置基準別表第三イの表備考第2号から第6号までに定めるところによること。

専門職学部に係る加算校舎面積

学部の種類 \ 収容定員	100人 までの 場合の 面積 (㎡)	200人 までの 場合の 面積 (㎡)	400人 までの 場合の 面積 (㎡)	600人 までの 場合の 面積 (㎡)	800人 までの 場合の 面積 (㎡)	1000 人ま での 場合 の面 積 (㎡)	1200 人ま での 場合 の面 積 (㎡)	1400 人ま での 場合 の面 積 (㎡)	1600 人ま での 場合 の面 積 (㎡)	1800 人ま での 場合 の面 積 (㎡)	2000 人ま での 場合 の面 積 (㎡)
文学関係	1505	1719	2148	2975	3801	4462	5123	5785	6446	7107	7768
教育学・保育 学関係	1505	1719	2148	2975	3801	4462	5123	5785	6446	7107	7768
法学関係	1505	1719	2148	2975	3801	4462	5123	5785	6446	7107	7768
経済学関係	1505	1719	2148	2975	3801	4462	5123	5785	6446	7107	7768
社会学・社会 福祉学関係	1505	1719	2148	2975	3801	4462	5123	5785	6446	7107	7768
理学関係	2777	3173	3966	5619	7107	8760	10147	11734	13221	14708	16195
工学関係	3355	3834	4793	7107	9421	11735	14049	16363	18677	20991	23305
農学関係	3140	3636	4628	6942	9258	11570	13884	16198	18512	20826	23140
薬学関係	2891	3305	4132	5123	6115	7107	8099	9091	10083	11075	12067
家政関係	2198	2512	3140	4132	5123	6115	7107	8099	9091	10083	11075
美術関係	2314	2644	3305	4958	6611	8099	9586	11073	12560	14047	15534
音楽関係	2198	2512	3140	4628	6280	7603	9090	10577	12064	13551	15038
体育関係	2429	2776	3471	4462	5454	6446	7768	9090	10412	11734	13056
保健衛生学関 係(看護学関 係)	2198	2512	3140	4132	5123	6115	7107	8099	9091	10083	11075
保健衛生学関 係(看護学関 係を除く。)	2777	3173	3966	5619	7107	8760	10147	11734	13221	14708	16195

備考

- ① 収容定員が2,000人を超える場合は、200人を増すごとに、この表に定める2,000人までの面積から1,800人までの面積を減じて算出される数を加算するものとする。
- ② この表に掲げる面積には、大学設置基準第36条第5項の施設及び第39条の附属施設に必要な施設の面積は含まないこと。
- ③ 一の4の③の卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実験・実習室その他の実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合その他の相当の事由があると認められる場合には、教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積を減ずることができること。
- ④ その他、現行大学設置基準別表第三イの表備考第2号から第4号まで及び第6号に定めるところによること。

短期大学設置基準改正要綱

(専門職学科に関する特例)

第一 専門職学科とする学科

短期大学の学科のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成する教育課程を編成するものは、専門職学科とすること。

第二 専門職学科に係る設置基準の特例

一 教育課程等

1 専門職学科に係る教育課程の編成方針

- (1) 専門職学科の教育課程の編成に当たっては、専門職学科を設ける短期大学は、短期大学設置基準第5条に定めるところによるほか、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を育成するとともに、職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならないこと。
- (2) 専門職学科を設ける短期大学は、専門職学科の専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。
- (3) (2)による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

2 教育課程連携協議会

- (1) 専門職学科を設ける短期大学は、産業界及び地域社会との連携により、専門職学科の教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。
- (2) 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成することとする。
 - ① 学長又は専門職学科の長(以下「学長等」という。)が指名する教員その他の職員
 - ② 当該専門職学科の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの
 - ③ 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
 - ④ 臨地実務実習その他の授業科目の開発又は授業の実施において当該専門職学科を設ける短期大学と協力する事業者
 - ⑤ 当該専門職学科を設ける短期大学の教員その他の職員以外の者であって学長等が必要と認めるもの
- (3) 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べるものとする。
 - ① 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開発その他の専門職学科の教育課程の編成に関する基本的な事項
 - ② 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の専門職学科の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

3 専門職学科の授業科目

(1) 専門職学科を設ける短期大学は、次の①～④に掲げる授業科目を開設するものとする
こと。

- ① 一般・基礎科目(幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うための授業科目並びに生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。)
- ② 職業専門科目(専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。)
- ③ 展開科目(専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。)
- ④ 総合科目(修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目をいう。)

4 専門職学科に係る卒業の要件

(1) 修業年限が2年の専門職学科に係る卒業要件は、短期大学設置基準第18条第1項及び第3項に定めるところによるほか、次の①～③のいずれにも該当することとすること。

- ① 短期大学設置基準第18条第1項の規定により卒業の要件として修得すべき62単位以上の単位に、一般・基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ10単位以上、職業専門科目に係る30単位以上並びに総合科目に係る2単位以上が含まれること。
- ② 実験、実習又は実技による授業科目(やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると思われる場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目)に係る20単位以上を修得すること。
- ③ ②の授業科目に係る単位に臨地実務実習(企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であって、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。)に係る10単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると思われる場合には、2単位を超えない範囲で、連携実務演習等(企業その他の事業者と連携して開設する演習、実験、実習又は実技による授業科目のうち、当該事業者の実務に係る課題に取り組むもの(臨地実務実習を除く。))であって、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。)をもってこれに代えることができること。

(2) 修業年限が3年の専門職学科に係る卒業要件は、短期大学設置基準第18条第2項及び第3項に定めるところによるほか、次の①～③のいずれにも該当することとすること。

- ① 短期大学設置基準第18条第2項の規定により卒業の要件として修得すべき93単位(夜間学科等であって同令第19条に規定する要件を卒業の要件とするもの(以下「第19条の夜間学科等」という。))にあつては、62単位)以上の単位に、一般・基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ15単位(第19条の夜間学科等にあつては、10単位)以上、職業専門科目に係る45単位(第19条の夜間学科等にあつては、30単位)以上並びに総合科目に係る2単位以上が含まれること。
- ② 実験、実習又は実技による授業科目(やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると思われる場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目)に係る30単位(第19条の夜間学科等にあつては、20単位)以上を修得すること。
- ③ ②の授業科目に係る単位に臨地実務実習に係る15単位(第19条の夜間学科等に

あつては、10単位)が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると思われる場合には、3単位(第19条の夜間学科等にあつては、2単位)を超えない範囲で、連携実務演習等をもつてこれに代えることができること。

二 実務の経験等を有する専任教員

- 1 専門職学科に係る必要専任教員数のうち、短期大学設置基準別表第一イによる学科の種類及び規模に応じ定める専任教員数のおおむね4割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者(以下「実務の経験を有する専任教員」という。)とすること。
- 2 実務の経験を有する専任教員のうち、(1)のおおむね4割の専任教員の数に2分の1を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)以上は、次の①～③のいずれかに該当する者とすること。
 - ① 大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学又は高等専門学校において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴のある者
 - ② 博士の学位、修士の学位又は修士(専門職)、法務博士(専門職)若しくは教職修士(専門職)の学位を有する者
 - ③ 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者
- 3 1のおおむね4割の専任教員の数の2分の1を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)の範囲内については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学科の運営について責任を担う者で足りるものとすること。

三 学 生

1 入学者選抜

専門職学科を設ける短期大学は、専門職学科に係る入学者の選抜に当たっては、短期大学設置基準第2条の2に定めるところによるほか、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとすること。

2 授業を行う学生数

専門職学科を設ける短期大学が当該専門職学科の一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、短期大学設置基準第10条の規定にかかわらず、40人以下とすること。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができる場合は、この限りでないこと。

四 施設設備等

1 校舎面積 《表[後掲]参照》

専門職学科に係る校舎面積については、臨地実務実習が必修である等の特性を考慮し、卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合等、一定の要件の下に、必要校舎面積を減ずることを可能とすること。

2 実務実習に必要な施設

専門職学科を設ける短期大学は、実験・実習室及び附属施設のほか、当該専門職学科に係る臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとすること。

(短期大学における小規模学科のための基準の整備等)

第三 小規模学科のための基準の整備

一 専任教員数

短期大学の専任教員数に関し、入学定員が短期大学設置基準に定める数に満たない場合には、その2割の範囲内において兼任の教員に代えることができることとする。

二 校舎面積 《表[後掲]参照》

短期大学については、短期大学設置基準別表第二による基準校舎面積及び加算校舎面積に関し、より小規模学科のための基準を整備すること。

第四 入学前の実務経験を通じた実践的な能力の修得についての単位認定

短期大学は、学生が当該短期大学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業に必要な能力(当該短期大学において修得させることとしている者に限る。)を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該職業に必要な能力の修得を、当該短期大学における授業科目(職業に必要な能力を育成することを目的とする課程において開設するものに限る。)の履修とみなし、修業年限が2年の短期大学にあつては15単位を、修業年限が3年の短期大学にあつては23単位(短期大学設置基準第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあつては、15単位)を超えない範囲で短期大学の定めるところにより、単位を与えることができることとする。

(その他)

第五 専門職大学の制度化に伴う規定の整備

- 一 短期大学の助手となることのできる者の資格として、学士(専門職)の学位を有する者を、追加すること。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第六 施行期日

この改正は、平成31年4月1日から施行すること。

○短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）

別表第二(第三十一条関係) ※下線部が改正(追加)部分

イ 基準校舎面積

学科の種類	収容定員	50人	100	150	200	250	300	350	400	450	500	550	600
	までの場合の面積(m ²)	人までの場合の面積(m ²)	人までの場合の面積(m ²)	人までの場合の面積(m ²)	人までの場合の面積(m ²)	人までの場合の面積(m ²)	人までの場合の面積(m ²)	人までの場合の面積(m ²)	人までの場合の面積(m ²)	人までの場合の面積(m ²)	人までの場合の面積(m ²)	人までの場合の面積(m ²)	人までの場合の面積(m ²)
文学関係	<u>1500</u>	1600	1700	1900	2100	2350	2600	2850	3050	3250	3450	3650	
教育学・保育学関係	<u>1900</u>	2000	2100	2350	2600	2850	3100	3350	3600	3850	4100	4350	
法学関係	<u>1500</u>	1600	1700	1900	2100	2350	2600	2850	3050	3250	3450	3650	
経済学関係	<u>1500</u>	1600	1700	1900	2100	2350	2600	2850	3050	3250	3450	3650	
社会学・社会福祉学関係	<u>1500</u>	1600	1700	1900	2100	2350	2600	2850	3050	3250	3450	3650	
理学関係	<u>1850</u>	2000	2150	2400	2750	3200	3650	4150	4600	5050	5500	6000	
工学関係	<u>1950</u>	2100	2250	2500	2900	3350	3800	4250	4750	5200	5650	6100	
農学関係	<u>1850</u>	2000	2150	2400	2750	3200	3650	4150	4600	5050	5500	6000	
家政関係	<u>1900</u>	2000	2100	2350	2600	2850	3100	3350	3600	3850	4100	4350	
美術関係	<u>1750</u>	1900	2050	2250	2600	3000	3350	3750	4150	4550	4950	5350	
音楽関係	<u>1550</u>	1700	1850	2050	2350	2700	3100	3450	3800	4200	4550	4950	
体育関係	<u>1550</u>	1700	1850	2050	2250	2500	2750	3000	3250	3500	3750	4000	
保健衛生学関係 (看護学関係)	<u>1900</u>	2000	2100	2350	2600	2850	3100	3350	3600	3850	4100	4350	
保健衛生学関係 (看護学関係を 除く。)	<u>1750</u>	1850	1950	2200	2450	2800	3100	3400	3750	4050	4350	4650	

備考

一～四 (略)

五 専門職学科における面積については、第一の一の4の(1)の③又は(2)の③の卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実験・実習室その他の実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合その他の相当の事由があると認められる場合には、教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積を減ずることができる。

六・七 (略)

高等専門学校設置基準改正要綱

第一 助手の資格

専門職大学及び専門職短期大学の制度化に伴い、高等専門学校の助手となることのできる者の資格として、学士(専門職)又は短期大学士(専門職)の学位を有する者を、追加すること。

第二 施行期日

この改正は、平成31年4月1日から施行すること。

学位の種類及び分野の変更等に関する基準改正要綱

第一 専門職学科の設置に係る学位の分野の変更に関する基準の適用

大学等の学部・学科の設置については、学位の種類及び分野の変更を伴わないものにあつては文部科学大臣への届出に、それ以外のものにあつては文部科学大臣の認可に係らしめるものとされているところ、当該変更の基準を定める学位の種類及び分野の変更等に関する基準第1条第1項の規定の適用に関し、専門職学科の課程を修了した者に対し授与する学位は、専門職学科以外の学科の課程を修了した者に対し授与する学位と分野が異なるものと取り扱うこととすること。

第二 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 施行期日

この改正は、平成31年4月1日から施行すること。